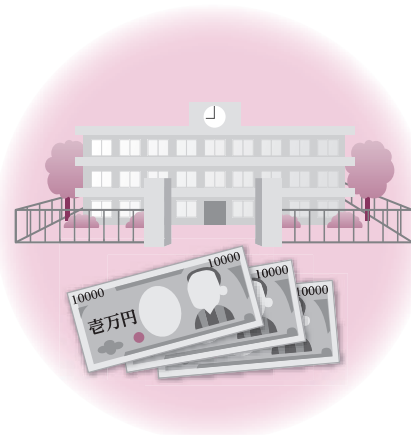


# 若者の未来をサポート 給付型奨学金を新設しました！

問 市教育総務課(山東庁舎) ☎ 55-8107 📠 55-4040

教育を受ける機会の均等を図り、進学の後押しと修学後の市内への定住を促進するため、平成30年4月以降に大学や短大、専門学校等に入学する人を対象に市独自の給付型の奨学金制度を新設しました。



## 制度のポイント

- 1 若者の夢と希望の後押しとともに、市内への定住を促進
- 2 貸与ではなく、大学等を卒業後、市内に定住する人に奨学金を給付
- 3 給付を受けた人のうち、卒業後、市内に定住しない人は奨学金の返還が必要

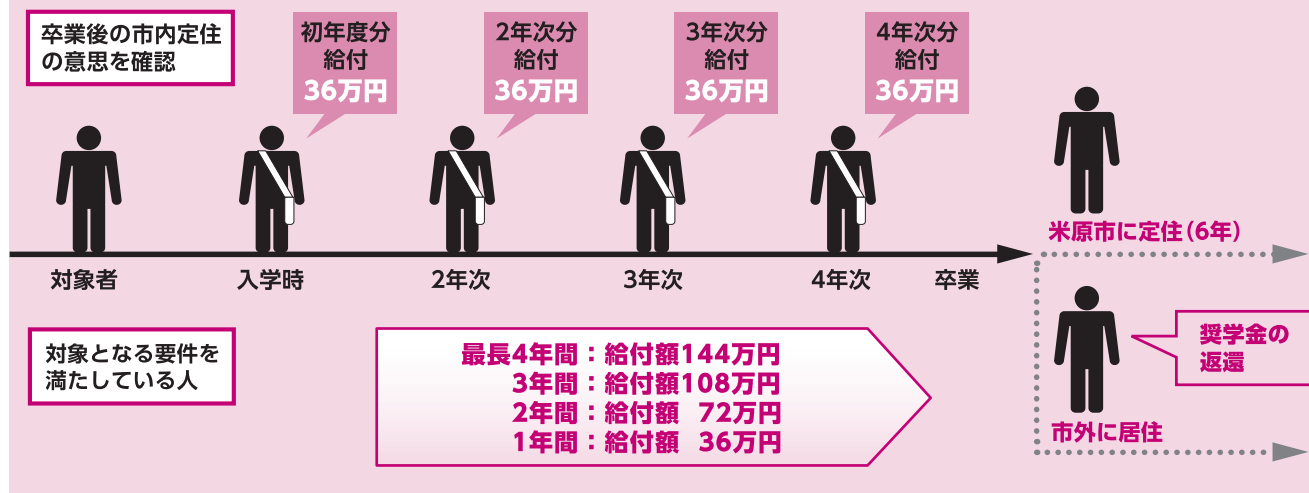
## 制度の概要

### ●奨学金の額と期間

**金額** 3万円/月 **期間** 正規の就学期間が終了するまで(最長4年間 ※申し込みは1回限り)

### ●奨学金の給付イメージ(大学4年間の場合)

- ・給付対象者として認定の上、大学等への入学後に毎年度の上半期・下半期に分けて18万円ずつ給付。
- ・毎年度、在学状況等を確認し、継続給付します。



### ●奨学金申請の流れ

#### 1. 次の全ての要件に該当していることを確認

- 引き続き市内に1年以上居住する者と生計を一緒にする人
- 本人および生計を一緒にする人に市税等の滞納がない人
- 経済的理由により学資金の支援が必要と認められる人
- 大学等を卒業後、市内に定住する意思のある人
- 奨学金の給付を受けようとする年度の前年度の3月31日現在において満25歳未満である人

#### 2. 以下の状況等に該当しているか確認

- 給付を受けようとする人の父母等(本人と生計を一緒にする人)の認定所得金額が、収入基準額以下の世帯に属する人
- 収入基準額 ≥ 認定所得金額(所得金額 - 特別控除額)**
- 保証人(保護者および保護者以外)2人をつけることができる人

#### 3. 該当者は申請書等を提出。米原市奨学金給付審査会が奨学金給付の可否を決定。

- 給付決定は、申請時の父母等の認定所得金額を基準とします。

●給付決定にかかる基準は、以下の基準で判断します。

①収入基準額 ≥ ②認定所得金額【③所得金額(収入金額－控除額)－④特別控除額】

①収入基準額

世帯人数(本人を含む)	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上
区分	152万9千円	217万8千円	233万2千円	251万9千円	262万9千円	275万円	288万2千円	301万4千円 ※1人増ごとに12万円加算

②認定所得金額 所得金額から特別控除額を控除した金額

③所得金額(給与所得の場合)

年間収入金額(税込)	控除額
400万円以下	年間収入金額×0.2+214万円(※年間収入金額が268万円未満の場合は年間収入金額と同額)
400万円超～781万円以下	年間収入金額×0.3+174万円
781万円超	408万円

④特別控除額

特別の事情		自宅通学	自宅外通学			
世帯を対象とする控除	母子・父子家庭	99万円				
	申請者以外の就学者のいる世帯(子ども1人につき)	小学校	31万円			
		中学校	46万円			
		高等学校	国公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
		高等専門学校	国公立	第1学年～第3学年	39万円	69万円
				第4、5学年および専攻科	43万円	72万円
			私立	第1学年～第3学年	88万円	118万円
				第4、5学年および専攻科	87万円	116万円
		大学・短大	国公立	74万円	121万円	
			私立	133万円	180万円	
	専修学校(高等)		国公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
専修学校(専門)	国公立	36万円	81万円			
	私立	102万円	147万円			
障がい者のいる世帯	障がい者1人につき	99万円				
本人を対象とする控除		74万円				

申請手続き

2月15日(木)～3月15日(木)に市 教育総務課、各庁舎窓口、各行政サービスセンターへ申請書のほか必要書類を添えて提出してください。※年度途中での申請はできません。

申請書設置場所

・市 教育総務課 ・各庁舎窓口 ・各行政サービスセンター ・市立図書館 ・県内の高等学校  
※市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

## 就学援助(入学準備金)をご利用ください

問 市 教育総務課(山東庁舎)  
☎55-8107 FAX 55-4040

市では、平成30年4月に市内の小学校・中学校に入学するお子さんがいる人に、就学援助費のうち、新入学児童生徒学用品費(ランリュック、制服など入学に必要なものを購入する費用)を入学準備金として3月に支給します。

支給対象者

(1)～(3)を全て満たす人

- (1) 市内在住 (2) お子さんが平成30年4月に市内の小・中学校に入学予定
- (3) 就学援助要件(次の①～④のいずれかに該当)

- ① 平成29年度生活保護の停止または廃止を受けた
- ② 平成29年度児童扶養手当の支給を受けた
- ③ 平成29年度市県民税が非課税
- ④ 世帯全員の収入が少なく生活が非常に苦しい(平成29年度の世帯全員の総所得金額が文部科学省が示す保護基準額の1.3倍以下)



申請手続き

申請書に必要事項を記入し、2月23日(金)までに市 教育総務課または各庁舎窓口、各行政サービスセンターへ提出してください。申請書は、上記に設置しているほか市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

持ち物 ・ 申請書 ・ 就学援助の要件ごとに応じた証明書類 ・ 印鑑 ・ 入学準備金の振込先の口座が分かる通帳の写し  
※通常の就学援助の支給を希望の場合は、入学後に別途申請が必要です。(広報まいばら4月1日号でお知らせします)